

にしかつら

平成30年
3月号
No.494



人口と世帯

平成30年2月1日現在

男	2,118人(-2)
女	2,246人(-3)
合計	4,364人(-5)
世帯	1,535世帯(+2)

※住民基本台帳(外国人含む)に基づく人口と世帯数を掲載

主な内容

児童扶養手当	・ ・ ・ ・ ・ P 2	シリーズ防災	・ ・ ・ ・ ・ P 9
福祉保健課よりお知らせ	・ ・ ・ ・ ・ P 3	インフォメーション	・ ・ P 10
産業振興課よりお知らせ	・ ・ ・ ・ ・ P 4	行事予定・慶弔	・ ・ ・ P 11
交通災害共済加入について	・ ・ ・ ・ ・ P 5	西桂町子育て支援	・ ・ P 12・13
地域おこし協力隊	・ ・ ・ ・ ・ P 6・7	フォトニュース	・ ・ ・ P 14
消費生活センターよりお知らせ	・ ・ P 8		

児童扶養手当・ひとり親

医療費助成制度のお知らせ

●児童扶養手当

父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童を監護、養育しているひとり親家庭等の自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される児童のための手当です。

《支給資格者》

- 次の1.～7.のどれかの条件に当てはまる児童を監護する母、監護しこれと生計を同じくする父又は父母以外で養育している者。
1. 父母が離婚した児童
 2. 父又は母が死亡した児童
 3. 父又は母が一定の障害状態にある児童
 4. 父又は母の生死が明らかでない児童
 5. 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
 6. 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
 7. 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 8. 未婚の母の子

どは、手当は支給されません。
1. 父、母、養育者又は児童が日本国内に住所を有さないとき。

2. 児童が婚姻しているとき。
3. 児童が児童福祉施設に入所措置されているとき。
4. 児童が里親に委託されているとき。
5. 父又は母が戸籍上婚姻はしていないが、事実上婚姻関係と同様な事情にあるとき。(異性と生活を共にしている、交際している異性の訪問が頻繁にある、生活費の補助を受けているなど)

《支給期間》

手当は、児童が18歳に達した日の属する年度が終了するまで支給されます。

【例】児童の18歳の誕生日が平成29年5月26日の場合、平成30年3月分まで支給されます。ただし、児童が一定の障害を有する場合は、20歳の誕生日の前日の属する月まで支給されます。

※手当額・加算額は物価変動等に応じて毎年改定されます。

《手当額・加算額》

		平成29年4月～	平成30年4月～
お子さん1人の場合	全部支給	42,290円	42,500円 (+210円)
	一部支給	42,280円～9,980円	42,490円～10,030円(+210円～+50円)
2人目のお子さんの加算額	全部支給	9,990円	10,040円 (+50円)
	一部支給	9,980円～5,000円	10,030円～5,020円 (+50円～+20円)
3人目以降のお子さんの加算額(1人につき)	全部支給	5,990円	6,020円 (+30円)
	一部支給	5,980円～3,000円	6,010円～3,010円 (+30円～+10円)

たは一部の支給が停止されま
す。

支給制限は、次の方の所得
が対象となります。

- ・ 支給資格者(本人)
- ・ 本人の配偶者
- ・ 本人と生計同一にしている扶養義務者

《支払日》

支給資格者が認定請求をした日の属する月の翌月分となり、毎年4・8・12月の3回に分けて、その前月分迄の4ヶ月分が支払われます。

●ひとり親医療費助成

ひとり親家庭の親と児童、父母のない児童における通院・入院医療費の個人負担額を助成し、ひとり親家庭等の精神的及び経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

《支給資格者》

- ・ ひとり親家庭の父または母及び児童
 - ・ 父母のない児童
 - ・ 配偶者のない養育者及びその養育者が養育する父母のない児童
- ※次のいずれかに該当する場合は助成を受けることができません。
- ・ 生活保護を受けている

《所得による支給制限》

ひとり親家庭等の経済状態に照らし、援助が必要な家庭に手当を支給する制度であるため、所得が一定額以上の家庭については、手当の全部ま

日本国内に住所を有しない
里親に委託されている

児童福祉施設または障害福祉施設に入所している

父(母)が婚姻している(婚姻の届出をしていないが、異性と生活を共にしている、交際している異性の訪問が頻繁にある、生活費の補助を受けているなど、事実上婚姻関係と同様の事情にある時を含む)

西桂町重度心身障害者医療助成金の支給を受けることができる

《所得による助成制限》

ひとり親家庭の父(母)または養育者が所得税非課税であること
ひとり親等の扶養義務者の所得が制限限度内であること

●必要書類など

- ・ 戸籍謄本(各手続につき1部)
- ・ 保険証(申請者と子)
- ・ 申請者名義の通帳
- ・ 印鑑

※1月1日に西桂町に住所がない方のみ、「前住所地の課税証明書」(各手続につき1部)

問い合わせ・申請手続き

いきいき健康福祉センター

『やまなし子育て応援カード』がとってもお得！



山梨県では子育て家庭を応援するため、「やまなし子育て応援カード事業」を実施しています。「やまなし子育て応援カード」は全国の協賛店舗で提示するとポイント加算や料金割引などの様々な特典が受けられる、とってもお得なカードです。



対象者…山梨県内にお住まいの18歳未満のお子さまがいる家庭

または妊娠中の方

有効期間…一番下のお子さまが満18歳になった年度末

妊婦さん：母子手帳交付日から1年後の年度末（第1子妊娠時のみ）

確認書類…一番下のお子さまの保険証

妊婦さん：母子手帳または妊娠届出書

※紛失された方は確認書類をお持ちになつて再交付申請を行ってください。

問い合わせ・交付先…

いきいき健康福祉センター内
福祉保健課

西桂町地域包括支援センター臨時職員募集

採用職種 認知症初期集中支援

チーム員 1名

採用資格 看護師、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有し、認知症ケア又は在宅ケアの実務経験を3年以上有する者

勤務時間 月曜日から金曜日までの間で週1日間勤務

勤務場所 西桂町いきいき健康福祉センター

処遇 給…1,200円

任用期間…平成30年3月1日～平成30年3月31日まで

提出先 履歴書（写真添付）、資格証明書（写）を提出してください。

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種はお済みですか？

【再度のお知らせです】

今年度対象の方につきましては期限内に接種出来るように下記をご確認下さい。

西桂町では、接種対象年齢の方に対し、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種に要する費用の一部を助成しております。

生涯1回限りの助成となります。今年度対象者等は以下のとおりです。

【対象】

平成29年度に次の年齢となる方

①65歳（昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生）

②70歳（昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生）

③75歳（昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生）

④80歳（昭和12年4月2日～昭和13年4月1日生）

【助成額】

4,000円（町助成額4,000円を超えた分が自己負担となります。差し引いた金額を医療機関へお支払いください）

【持ち物】

高齢者肺炎球菌予防票、健康保険証、接種料金（自己負担分）

【申込み方法】

医療機関へ直接または電話でお申し込みください。

提出先 〒403-0021 山梨県南都留郡 西桂町下暮地915-7 西桂町いきいき健康福祉センター内 西桂町福祉保健課 TEL 0555-25-4000

応募方法 履歴書（写真添付）、資格証明書（写）を提出してください。

西桂町近隣の医療機関
・しまだ医院（25-2388）
・ことぶき診療所（22-9011）
・東桂メディカルクリニック（0554-20-8010）
上記以外でも、ワクチンの取扱いがあれば接種可能です。受診予定の医療機関へ事前にお問い合わせをお願いいたします。

【接種期間】
平成29年4月1日～平成30年3月31日まで（この期間に接種をお願いします。期間を過ぎるとの接種につきましては全額自己負担となります）

※対象の方へすでに4月中旬に予防票を郵送済みです。紛失した方がありましたら再発行いたしますのでいきいきセンター窓口へお越し下さい。

また、その他不明な点はお問い合わせ下さい。

いきいき健康福祉センター
福祉保健課 保健係

ふるさと西桂応援寄附金（ふるさと納税）の 協力事業者を募集します。

西桂町では、ふるさと西桂応援寄附金の寄附者の方へ感謝の気持ちをこめて、西桂町の特産品等を贈呈しています。

西桂町の特産品等を全国にPRし、事業者の販路を拡大させるために、寄附者へのお礼の品として贈呈する商品・サービスを提供する事業者を募集します。

協力事業者の要件

1. 西桂町内で栽培、製造、加工、販売、サービス等を行っている
2. 事業者は西桂町の税について滞納がないこと
3. 代表者等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でない者
4. その他、西桂町が認めるもの

募集する特典商品について

西桂町内で栽培、製造、加工、販売、サービス等がなされており、下記のいずれかの要件に該当するもの

1. 西桂町の特産品として広く認められているもの

2. 西桂町の魅力を「体験できる」「懐かしんで頂ける」もの
3. その他、西桂町のPRにつながる商品やサービス

ふるさと西桂応援寄附金の推移

平成29年度:62件100万円

(H29.12.31時点)

平成28年度:70件146万円

平成27年度:10件66万円

平成26年度:5件36万円

平成25年度:3件26.5万円

問い合わせ先 総務課 企画係

生ごみ処理機器の購入費の補助について

生ごみ処理容器(コンポスター)及び電動生ごみ処理機の購入費の補助を行っています。

- 対象者**
- ・町税を完納している者
 - ・町税の非課税者

補助内容

- ①生ごみ処理容器(コンポスター)
 - ・購入価格(税別)の千円未満を切り捨てた額の1/2とし、限度額は5,000円となります。
 - ②電動生ごみ処理機
 - ・購入価格(税別)の千円未満を切り捨てた額の1/2とし、限度額は20,000円となります。
- ※1世帯当たり1基となります。

問い合わせ先 産業振興課 環境係

太陽光発電システムの設置費の補助について

太陽光発電システムの設置費の補助を行っています。

対象者

- ・町内の居住する住宅に、10kW未満の太陽光発電システムを設置する者で、町税等を完納している者

補助内容

- ・1kW当たり20,000円とし、限度額は100,000円となります。
- ・千円未満は切り捨てます。

問い合わせ先

産業振興課 環境係

粗大ゴミ収集の お知らせ

粗大ゴミ収集を次のとおり実施しますので、注意事項を守って搬入をお願いします。

日時 平成30年3月11日(日)
場所 下暮地尾尻町有地
時間 午前9時から12時
午後1時から3時

注意事項

家電リサイクル法の対象4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は、町では収集いたしません。買替えなどで不要となった製品の処理は販売店(購入した店)に依頼してください。

また、パソコンリサイクル法により家庭系パソコンやディスプレイの回収・リサイクルは購入したメーカーに直接お申し込みください。

搬入できないものについてはお持ち帰りいただきますので、あらかじめご了承ください。

処理困難ゴミにつきましては有料になりますので、代金を忘れずに持参してください。

問い合わせ先

産業振興課 環境係

交通災害共済加入の受付を開始します

月 日	時 間	場 所
3月28日(水)	午前9時～正午	倉見公民館
	午後1時～4時	下暮地公民館
3月29日(木)	午後1時～4時	上町公民館
3月30日(金)	午前9時～午後4時	ふれあいサロン三ツ峠

※都合により居住地区の指定日に来られない場合は、4月2日以降役場窓口へお越しください。

交通災害共済に 家族そろって加入しましょう



●交通災害共済とは・・・

この共済は、住民ひとりひとりがわずかな掛金を出し合い、不幸にして交通事故にあわれた方に見舞金をおくる相互扶助制度です。

●加入できる方は・・・

山梨県内の市町村のうち次の市町村の住民基本台帳に記載されている方です。なお、学生に限り他県等に転出していてもこの共済に加入できます。県内全町村、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市

●加入の申し込み・・・

所定の「交通災害共済加入申込書」により、地区公民館または役場で行います。

●共済掛金・・・

1人年額 **500円**です。なお、中途加入でも掛金は同じです。

●共済期間・・・

**平成30年4月1日～
平成31年3月31日まで**

※中途加入の場合は、加入した翌日から平成31年3月31日までです。

●見舞金の額・・・

不幸にして交通事故にあわれた場合、下記の表の見舞金が支給されます。

被害の程度	見舞金
死 亡	100万円
身体障害程度等級表(1級～3級)の障害	30万円
身体障害程度等級表(4級～7級)の障害	20万円
入院日数90日以上	18万円
入院日数+通院日数90日以上	9万円
入院日数75日～89日	16万円
入院日数+通院日数75日～89日	8万円
入院日数60日～74日	14万円
入院日数+通院日数60日～74日	7万円
入院日数45日～59日	11万円
入院日数+通院日数45日～59日	5.5万円
入院日数30日～44日	8万円
入院日数+通院日数30日～44日	4万円
入院日数16日～29日	5万円
入院日数+通院日数16日～29日	2.5万円
入院日数6日～15日	3万円
入院日数+通院日数6日～15日	1.5万円
入院日数+通院日数 1日～5日	1万円

問い合わせ先

総務課



□2月1日に降った雪は町内を雪景色に変えた。

今年も西桂町に雪が降り、町内のあちこちで雪かきをする姿が見られました。雪かきは大変な作業ですが横着すると地面が凍って大変危ないです。家の駐車場がスケートリンクのようになったおかげで、凍結の危険さを身をもって知ることができました。

古民家を改装してカフェギャラリーを作るという1年前からの計画も少しずつ進んでいます。この記事を書いている時点では天井と壁の一部が張られている状態で、町内の大工さんや電気屋さん、水道屋さんの高い技術に頼りっぱなしです。壁が張られた後は自分で壁の溝をパテ埋めし下地を塗っていく作業に進みますので、台無しにしないよう緊張して作業に挑みます。

東京造形大学と(株)榎田商店が共同制作した日光写真傘も具体的に制作が始まりました。生地モチーフとなる草木が出てくる3月中旬、造形大学の学生が町を訪れ、日光写真傘のための布を作ってくれます。自然のモチーフを使ってどんな柄を作っていくこうか、日光写真傘で西桂町を表現していきます。

待ち遠しかった春がやっと訪れます。辛抱して冬をやり過ごし、残り少ない冬を楽しもうと思えるのが嬉しいです。

□寺田哲史 プロフィール

□1982年静岡県静岡市生 □東京造形大学卒業

□東京造形大学非常勤講師

□現代写真を研究し、作品を発表。近年は第二次世界大戦をテーマにした作品を制作している。

□フェイスブックとインスタグラムでも西桂町の情報と写真を公開しています。

西桂探訪

有限会社 石川表具

内装工事全般
表装・障子・襖張替

住所：

西桂町倉見 444-6

☎：0555-25-3405

FAX：0555-25-3405



①石川表具代表で表具師の石川雅訓さんは一級表装技能検定の資格を持つ。後ろの欄一面にインテリア用のサンプルが並ぶ。②修復している巨大屏風。③事務所二階には茶室があり、室内の屏風や掛け軸も石川表具で作られたもの。裏千家今日庵 助教である石川宗君さんが出迎えてくれた。④2階別室の洋室にはお店で取り扱っているカーテンが。

郡内唯一、掛け軸や屏風の修復など日本の伝統技術を持つ表具師。内装工事も対応してくれます。

地域おこし協力隊全国サミット

平成21年に創設された地域おこし協力隊制度は来年度に創設10年目を迎えます。創設当初は全国で80名程しかいなかった協力隊員も現在では4千名以上にまで増えています。

2月4日に東京都で行われた総務省主催の「地域おこし協力隊全国サミット」に私も参加してきました。サミットでは、コミュニティデザイナーの山崎亮氏による各地のまちづくりに関する講演や地域おこし協力隊員などによるパネルディスカッションが行われたほか、地域おこし協力隊員による地域の特産品の展示販売を行うブースが設けられ、西桂町は伝統産業である織物と町内の美しい自然環境をPRしてきました。西桂町のブースは、寺田隊員が開発に関わった日光写真日傘や私がデザインしたネクタイ、スカーフ、袋小物などをお披露目しました。西桂町の魅力を全面にPRしたブースは多くの人に興味をもってもらい、終了まで、終始たくさんの方が声をかけてくださいました。またサミット前日の山梨日日新聞には私たちがサミットに参加することを取り上げていただき、県内の他市町村の協力隊員数名が会場まで足を運んでくれました。各地の協力隊員と知り合うことができ、全国にはあらゆる分野で面白い取り組みをしている協力隊員が多くいることがわかりました。

これからの私たちの取り組みも、もっと大胆に自由な発想でいこうという力をもらった1日でした。堀田ふみ

写真右：町の法被を着た寺田、堀田。町内紹介ビデオも流した西桂町のブース。
写真左：伝わりやすいように説明の立て札をたくさん作りました。



● 手織工房おるdeつむdeの3月のオープン日は18日(日)、19日(月) 11時から15時です。是非お立ち寄りください。詳しくはホームページ www.orudetsumude.jp かInstagram www.instagram.com/orude_tsumude/ またはお電話で。おるdeつむde ☎72-8223 西桂町役場 ☎25-2121

地域おこし協力隊

おるdeつむde
織物語り 第15の巻

消費者の基礎知識

=急増中!!

架空請求ハガキは無視してください！=

「民間訴状告知管理センター」または「消費生活相談センター」と名乗る機関からハガキが届いたとして、相談および情報提供が寄せられています。消費者に、過去に利用した業者へ未納料金があると思わせ、「裁判所に訴状が提出された」「給与や財産が差し押さえられる」などと脅し、訴訟を取り下げるために連絡するよう誘導しています。

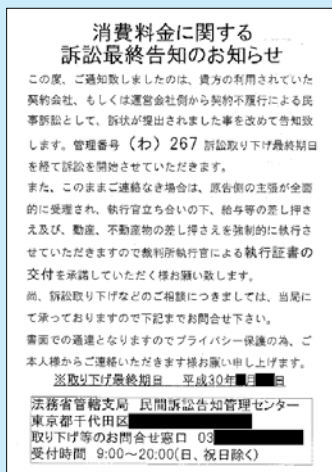
全国の相談事例には、ハガキに書かれた連絡先に連絡し、弁護士を名乗るものを紹介され、最終的にコンビニでプリペイドカードを購入し、お金を支払ってしまったという相談も寄せられています。

身に覚えのない請求や連絡先には安易に接触せず、広域相談窓口の富士吉田市消費生活センターへご相談ください。

- 【架空請求の特徴】**
- ・「最終通告」「民事訴訟」「訴状受理」などの言葉が使われていることが多い
 - ・請求金額や債務の内容がはっきりしない
 - ・至急電話をするように促す
 - ・公的機関のような名称が多い

これらのハガキには問い合わせ先が記載されていますが、連絡をしてしまうと脅迫をされる場合もあります。身に覚えがない場合は無視してください。

判断に迷ったら、富士吉田市消費生活センターへご相談ください。



◀実際に送られてきた架空請求ハガキの一例

これは一例ですが、実際に郵送された架空請求のハガキです。

ハガキには「訴訟が提出され、取り下げ最終期日を経て訴状を開始させていただきます。連絡なき場合は、原告側の主張を全面的に認めたとして、給料や動産を差し押さえます」などという文章や「民間訴訟管理センター」という機関の連絡先が記載されています。

ハガキに記載の「法務省管轄支局 民間訴状告知管理センター」は実在しません。

電話番号には連絡をしないでください。

【相談窓口】

富士吉田市消費生活センター

- 富士吉田市消費生活センターでは、富士北麓地域（富士吉田市・富士河口湖町・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村）の皆様の困ったときの広域相談窓口です。

消費生活に関する専門の相談員がおります。

- 受付時間 ・月～金（祝祭日除く）
・受付 9:00～12:00 13:00～16:00
- 連絡先等 ・電話 22-1557
・場所 富士吉田市役所 東庁舎1階
- 相談料 ・無料



大地震「生き残るため／死なないための努力」 家具類の転倒・落下防止対策をしましょう

大地震の時に、「家具類の転倒・落下」によって負傷してしまうことは多くの方が判っていると思います。(阪神淡路大震災では、死亡者の1割・負傷者の約5割が、家具の転倒によるといわれています)
ところが、実際に家具類の転倒防止対策を講じている人はわずか24.3%という調査結果があります。
次の写真は、地震の際に転倒してきた家具の実例です。こんな重たい家具の下敷きになってしまえばひとたまりもありません。大地震の際でも、生き残るために、**家具類の転倒・落下防止対策**をしましょう。

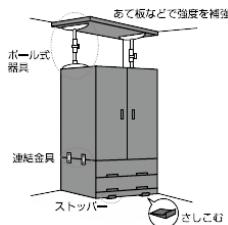
背が高く重たいタンスや冷蔵庫はもっとも倒れやすい家具になります。



家具の固定

タンス

ポール式家具はタンスの奥の方(壁側)で、天井や家具の硬いところに取り付けます。また、天井側だけでなく床の側もストッパーなどで固定し、上下に分かれている家具は連結しておきましょう。



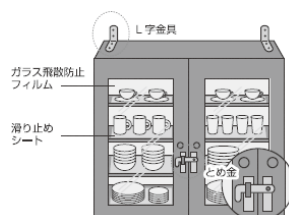
冷蔵庫

主なメーカーの冷蔵庫の後ろ側の上部には、ベルトの取付口や取っ手があります。そこに転倒防止用ベルトを通して、ベルトの端を壁の下地材があるところに金具などで固定しましょう。



食器棚

食器棚の本体はタンスと同じように金具などを用いて固定します。また、開き戸が開かない様に留め金を付けたり、ガラス飛散防止フィルムを張ったりして、ガラスや食器が凶器にならないよう工夫しましょう。



家具の配置

家具を置かない

寝室や子ども部屋など、家族やお子さんが長時間を過ごす部屋には、出来るだけ家具を置かないようにしたり、背の低い家具だけを置くようにしたりして、工夫しましょう。

家具の向きと配置

万が一家具が倒れてきたときに、寝ている人や、座っている人に家具が直撃しないように、また、出入り口をふさいでしまわないように、家具の向きや、配置を工夫しましょう。

自分や家族の安全を守るために

- 家具の固定で命を守りましょう。また、万が一倒れてきても安全なように、家具の向きを変更しましょう。
- 寝室や居間や子ども部屋など、お年寄りやお子さんのいる部屋の安全が大切です。まず寝ている間の安全を確保しましょう。
- 基本的に「重いものは上に置かない」「家具は背が低いものを」「家具や照明はできるだけ作りつけに」しましょう。

3月は自殺対策強化月間です

山梨県では、毎年多くの方が尊いいのちを自ら絶っています。自殺は、個人の問題と思われがちですが、実際には様々な要因が複雑に関係して、心理的に追い込まれた末の死と言え、誰にでも起こりうる身近な問題です。

○自殺のサイン

- 1、うつ症状がみられる（気分が沈む、自分を責める、能率が落ちる、決断できない、不眠）
- 2、原因不明の身体の不調が続く
- 3、酒量が増す
- 4、安全や健康が保てない
- 5、仕事の負担が急に増える、大きな失敗をする、職を失う
- 6、職場や家庭でサポートが得られない
- 7、重症の身体の病気にかかる
- 8、本人にとって価値のあるものを失う（職、地位、家族、財産）
- 9、自殺を口にする
- 10、自殺未遂に及ぶ

これらのサインを多く認める場合は、自殺の危険が迫っています。早めの相談・適切な治療が大切です。

<山梨県のいのち>

セーフティネット相談窓口（一部）>

こころの悩み

こころの健康相談統一ダイヤル（自殺防止電話相談）

0570-064-556

（平日）9：00～12：00 / 13：00～16：00

（夜間）火～土 16：00～22：00

よりそいホットライン

0120-279-338(24時間対応)

心と体の悩み

富士東部保健福祉事務所

0555-24-9035

（平日）8：30～17：15

その他の相談窓口や、精神科医療機関については、下記までご相談ください。

西桂町いきいき健康福祉センター 保健係

TEL：25-4000

いざいざですか 「検察審査会」

検察審査会は、交通事故や詐欺、脅しなどの犯罪事件を検察官が起訴しなかったこと（不起訴処分）に不満をもつ被害者などからの申立があった場合に、その処分が正しかったかどうかを審査する機関です。お気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

甲府検察審査会

甲府市中央一丁目10番7号

（甲府地方裁判所3階）

TEL：..

055-213-2548

国家公務員募集

人事院は平成30年度中に次の国家公務員採用試験を行います。

◆総合職試験（院卒者試験）

総合職試験（大卒程度試験）

受付期間

平成30年3月30日（金）

～平成30年4月9日（月）

第1次試験

平成30年4月29日（日）

◆一般職試験（大卒程度試験）

受付期間

平成30年4月6日（金）

～平成30年4月18日（水）

第1次試験

平成30年6月17日（日）

◆一般職試験（高卒者試験）

一般職試験

（社会人試験（係員級））

受付期間

平成30年6月18日（月）

～平成30年6月27日（水）

第1次試験

平成30年9月2日（日）

※申込みはインターネットより行ってください。（個人の試験結果（成績）もインターネットで確認できます）
<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>

人事院関東事務局

TEL

048-740-2006～8

公益財団法人

富士桜育英会から

のお知らせ

①第32回奨学生募集

経済的理由で、援助を必要とする高校生に対して、奨学金を援助します。

□毎年10万円×3年間
合計30万円

※返済は不要です。

□対象 学校長による推薦者の中から、公益財団の選考委員会で、15人を決定

□申込 高等学校へ入学後、4月末日までに学校に申し込み、学校長の推薦を受けること

②奨学金賛助会員募集

富士桜育英会は、富士北麓地域の有志の皆さんの善意の持ち寄り金（賛助会費）により、昭和62年に発足し、現在までに285人もの卒業生を送り出しています。一人でも多くの苦学生を援助できるように、賛助会員の募集を行っています。

1口、毎月2,500円（何口でも結構です。）となっています。

詳しくは、事務局までお問合せください。

□問い合わせ先

公益財団法人富士桜育英会

事務局

TEL

0555-24-2331

慶 弔

柿園三枝康治 春美
上町水谷和江 秀彦
本町高山愛子 伸男
倉見渡邊信子 豊一
柿園郷田三也 邦也 哲也

親族

（前原裕美 富士吉田市）

（永田翔也 柿園）

（おしあわせに（婚姻））

下暮地 安本千寿々 善博
保護者

おめでた（誕生）

1月届出

3月

4月上旬

行事予定表

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
確定申告・住民税申告 3月15日(木)まで				3月 1 ● 母子相談・ 母子手帳交付 am9:00～12:00 (いきいき健康福祉センター)	2 ● お別れ会 (保育所)	3 ● ランラン教室 am9:00～11:00 pm1:00～3:00 (きずな未来館)
4	5	6 ● お話の会 am10:30～ (子育て支援センター)	7	8 ● 親子ふれあい遊び 『ちびっこはうす』 am10:30～11:30 (きずな未来館)	9	10 ● 中学校図書館一般開放日 am10:00～12:00 pm1:00～3:00 ● 川辺先生 『子育て塾』 am10:00～12:00 (きずな未来館)
11 ● 粗大ごみ収集 am9:00～12:00 pm1:00～3:00 (尾尻町有地)	12	13 ● 卒業証書授与式 (中学校) ● ベビーマッサージ am10:30～11:30 (きずな未来館)	14 ● ふれあい健康相談 am10:00～12:00 (ふれあいサロン三ツ峠)	15 ● 母子相談・ 母子手帳交付 am9:00～12:00 (いきいき健康福祉センター) ● 幼児親子料理教室 am10:00～12:00 (いきいき健康福祉センター)	16	17 ● ランラン教室 am9:00～11:00 pm1:00～3:00 (きずな未来館)
18	19	20 ● 卒業証書授与式 (小学校) ● 行政相談 pm1:30～3:00 (役場) ● 3月誕生会 am10:30～ (子育て支援センター)	春分の日 21	22 ● 親子ふれあい遊び 『親子フィットネス』 am10:30～11:30 (きずな未来館)	23 ● 修了式・離任式 (小中学校)	24 ● 卒園式 (保育所)
25	26	27 ● 赤ちゃん広場 『栄養士』 am10:30～ (子育て支援センター)	28 ● 乳児健診 pm1:00～ (いきいき健康福祉センター) ● リトミック遊び am10:30～11:30 (子育て支援センター)	29 ● 5歳児健康相談 pm3:30～ (いきいき健康福祉センター) ● 児童館人形劇鑑賞 am10:00～11:00 (きずな未来館)	30 ● 大きくなったね会 am10:30～12:00 (子育て支援センター)	31 ● 児童館休館
4月 1 ● 川浚い	2	3	<h2 style="margin: 0;">春季全国火災予防運動</h2> <h3 style="margin: 0;">3月1日(木)～7日(水)</h3>			



児童館

● 1/19(金) 母親クラブ

きずな未来館にてカレンダー作りをしました。



今月は 3/16(金)
きずな未来館 1F 大広間
お別れ会をします！楽しく
過ごしましょう (*^^*)
宜しくお願い致します

● 1/10(水) 木の実の工作

南都留森林組合の方々から山の動物のスライドを見せて頂きました。その後、木の实や山の材料を使って、個性あふれる作品を作る事が出来ました。



● 1/13(土) しおり作り

好きな絵を書いたり、シールを貼ったり…自分の物だけでなく、ラッピングをしたりリボンやモールで飾りプレゼント用も作りました。



● 1/27(土) ガラスのフォトフレーム作り

あしたば工房さんの様々なガラスの破片を並べて…自分の好きなフレーム作り素敵な作品が仕上がりました。



● ランラン教室

3/3・17(土)

午前 9 時～ 11 時

午後 1 時～ 3 時

きずな未来館 2 F

無料

教科書を持参



都留文科大学 3 年生の加藤映美(かとうえみ)です。北海道からやって来ました。どんな教科でも分かりやすく教えます。みなさんと一緒に楽しく過ごしていきたいと思っていますので、ぜひ気軽に来てください。

3/29(木) 児童館人形劇鑑賞

・ 10:00～11:00

・ きずな未来館 1F 大広間

・ にんぎょう畑「らくご人形劇.もと・いぬ」
お友達同士・ご家族・小さいお子さんも保護者の方と一緒においで下さい。お待ちしております。





3月の
予定

連絡先
TEL 0555-28-4755 / 080-2110-4477
(児童館 新田)

子育て支援センター

●お話の会

日時：3月6日(火) AM10:30～
場所：きずな未来館(子育て支援センター)
おすすめの絵本の紹介と読み聞かせの会です。親子で絵本の世界を楽しみましょう！

●3月誕生会

日時：3月20日(火)
AM10:30～
場所：きずな未来館
(子育て支援センター)
☆事前申し込みをお願いします。
誕生児のお友達をみんなで
お祝いしましょう。



●リトミック遊び

日時：3月28日(水) AM10:30～
場所：きずな未来館(子育て支援センター)
親子でリズム遊びを楽しみましょう。

●造形遊び

場所：きずな未来館(子育て支援センター)
☆親子で楽しむ造形遊びを行っています。
来館の際は、是非ご参加ください。

●大きくなっただね会

日時：3月30日(金) AM10:30～
場所：きずな未来館(子育て支援センター)
☆事前申し込みをお願いします。
お子さんの一年の成長をお祝いしましょう！

子育て支援連携

●親子ふれあい遊び

日時：3月8日(木)
AM10:30～11:30
場所：きずな未来館
「ちびっこはうす」の方々に来て頂きます。体を動かして遊びましょう！

●川辺先生の『子育て塾』<<家族について>>

日時：3月10日(土)
AM10:00～12:00
場所：きずな未来館
参加費：無料
どなたでも参加できます
☆事前申し込みをお願いします

●『幼児親子料理教室』

日時：3月15日(木)
AM10:00～12:00
場所：いきいき健康福祉センター2階調理室
対象：未就園児とその保護者
持ち物：エプロン、三角巾
(爪を切る、髪の毛を縛る等をお願いします。)

参加費：1人300円(12組限定)
必要に応じ託児あり。お子さんを保育しながらの調理実習です。
☆事前申し込みをお願いします。

●親子ふれあい遊び『親子フィットネス』

日時：3月22日(木)
10:30～11:30
場所：きずな未来館1階大広間
講師：(Venus-Life)天野健一氏
対象：未就園児とその保護者
持ち物：汗ふきタオル、水分補給用の飲み物
参加費：300円(年間登録として)
☆事前申し込みをお願いします。
動きやすい服装でお越しください。

●赤ちゃん広場『栄養士』

日時：3月27日(火)
10:30～11:30
場所：きずな未来館(子育て支援センター)
対象：1歳未満児とその保護者
今月は「栄養士」からのお話を聞き、意見交換をしていきたいと思ひます。



フォトニュース



保育所

まゆ玉飾り

1月11日(木)西桂町をきれいにする会の方々の協力の中、紅白団子を枝に刺し、まゆ玉飾りを体験しました。花が咲いた様な枝を眺めながら、昔ながらの伝承行事に触れることが出来ました。

生活発表会「リトミック」

1月13日、16日、18日、23日の4日間、3歳以上児の生活発表会「リトミック」が行われました。タイコやピアノのリズムに合わせ、リズム表現する様子を見てもらい、親子リトミックを楽しみました。子ども達は一年間で身に付けた力を十分に発揮し、リトミックを通して個々の成長を伝えることが出来ました。



未満児の会

1月27日(土)未満児の会が行われました。1歳児、2歳児ともに、親子でリトミック遊びを楽しみました。子ども達がのびのび表現する様子に、この一年の成長を感じる事が出来た機会となりました。

豆まき

2月2日(金)毎年恒例の伝承行事、「豆まき」が行われました。鬼の余りの怖さに、今にも泣き出してしまいそうな子。勇敢に立ち向かう子。それぞれの思いの中で鬼に一生懸命豆を投げ、これからも良い子でいることを約束しました。

